



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 26 日(木)
号外第 1 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (11)	2
--------	--------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成17年度に係る財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成18年10月26日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 上 村 忠 史
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

第1 報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類又は事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を受けて行う監査

(3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	119	119	105	14
企 業 局	3	3	2	1
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	28	24
警 察 本 部	10	10	3	7
委 員 会 等	3	3	3	0
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
協 議 会	1	1	0	1
合 計	192	192	145	47

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 石差 英旺
同 井上 耐子
同 上村 忠史
同 福間 裕隆

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務、契約事務等について不適正なものがあったので、(2)の対象機関別の状況に記載のとおり指摘し、及び改善するよう求めた。

また、次に掲げる事務の処理等について改善を要すると認められた事項について、文書により注意を行った。

ア 収入事務

調定の漏れ又は遅延、調定金額の誤り、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

イ 支出事務

支出の年度区分又は支出科目の誤り、支払いの遅延その他の支出事務手続の不適正

ウ 契約事務

予定価格の未記載、契約締結事務の遅延、契約書の内容不備、変更契約の不適正その他の契約事務手続の不適正

エ 補助金等事務

交付申請書の徴取、交付決定、実績報告書の徴取又は額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

オ 財産管理事務

郵券類の管理事務手続の漏れ、物品損傷報告の漏れ、物品保管主任の任命漏れ、行政財産の使用許可の遅延その他の財産管理事務の処理の不適正

(2) 対象機関別の状況

ア 防災局

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
防 災 危 機 管 理 課	平成18年8月29日	実 地 監 査
消 防 課	平成18年7月27日	〃
消 防 防 災 航 空 室	平成18年7月19日	〃
消 防 学 校	平成18年5月11日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

イ 総務部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
総 務 課	平成18年8月30日	実 地 監 査
県 民 室	平成18年8月1日	〃
広 報 課	平成18年7月19日	〃
教 育 ・ 学 術 振 興 課	平成18年8月10日	〃
管 財 課	平成18年8月24日	〃
職 員 課	平成18年8月10日	〃
自 治 研 修 所	平成18年7月19日	〃
福 利 厚 生 室	平成18年7月25日	〃
行 政 経 営 推 進 課	〃	〃
財 政 課	平成18年8月25日	〃
税 務 課	平成18年8月9日	〃
市 町 村 振 興 課	平成18年8月10日	〃
国 際 課	平成18年8月29日	〃

人 権 推 進 課	平成18年 8 月24日	〃
同 和 対 策 課	平成18年 7 月26日	〃
東 京 事 務 所	平成18年 4 月20日	〃
大 阪 事 務 所	平成18年 8 月 9 日	書 面 監 査
名 古 屋 事 務 所	平成18年 4 月19日	実 地 監 査
中 部 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成18年 7 月11日	
県 税 局	〃	〃
福 祉 保 健 局	〃	
農 林 局	平成18年 7 月12日	
県 土 整 備 局	〃	
西 部 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成18年 7 月11日	
県 税 局	〃	〃
福 祉 保 健 局	〃	
農 林 局	平成18年 7 月12日	
県 土 整 備 局	平成18年 7 月12日	
日 野 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成18年 6 月 1 日	
福 祉 保 健 局	〃	〃
農 林 局	平成18年 6 月 2 日	
県 土 整 備 局	〃	
公 文 書 館	平成18年 8 月30日	〃
八 頭 県 民 局	平成18年 6 月12日	〃
東 部 県 税 事 務 所	平成18年 7 月18日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

県有地の売払いに係る契約保証金が、歳入歳出外現金に保留されたままで売買代金に振替充当されなかったため、売買代金の一部が収入調定されていなかった。(管財課)

県庁舎の入居団体等に対する行政財産の目的外使用について、全41件のうち、平成17年4月1日から使用するとして使用許可申請のあった34件について許可手続きが行われていなかった。また、行政財産使用料を徴収する必要のある30件のうち、1件については調定が漏れており、29件については調定が遅延していた。(管財課)

現金受領した雑入（事務所開設に係る祝い金）が、遅延して県の指定金融機関に払込まれていた。

(名古屋事務所)

行政財産使用料（大山博労座の駐車場敷）が、遅延して調定されていた。(西部総合事務所県民局)

会場デザイン、チラシ・ポスター原稿作成等業務委託契約が、契約期間終了後に決裁を受け、大幅に遡った日付で締結されていた。(西部総合事務所県民局)

鳥取県地域文化活動支援事業費補助金が、決裁が遅延し、大幅に遡った日付で交付決定されていた。(日野総合事務所県民局)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

ウ 企画部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 画 振 興 課	平成18年8月1日	実 地 監 査
地 域 自 立 戦 略 課	平成18年8月25日	〃
協 働 推 進 室	平成18年8月10日	〃
男 女 共 同 参 画 推 進 課	平成18年7月20日	〃
情 報 政 策 課	〃	〃
交 通 政 策 課	平成18年8月29日	〃
統 計 課	平成18年7月27日	〃
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	平成18年5月10日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

エ 文化観光局

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
文 化 政 策 課	平成18年8月31日	実 地 監 査
文 化 芸 術 課	平成18年7月26日	〃
国 内 交 流 推 進 室	平成18年8月9日	〃
観 光 課	平成18年7月20日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

[指摘事項]

鳥取県魅力ある展示支援事業補助金について、補助対象経費の上限額を補助金の上限額と間違えて補助金の積算を行ったため、補助金額が過大に積算され過払いが生じていた。(文化政策課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

オ 福祉保健部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
福 祉 保 健 課	平成18年8月31日	実 地 監 査
障 害 福 祉 課	平成18年8月29日	〃
長 寿 社 会 課	平成18年8月10日	〃
子 ど も 家 庭 課	平成18年8月25日	〃
医 務 薬 事 課	平成18年8月2日	〃
健 康 対 策 課	平成18年8月9日	〃
東 部 福 祉 保 健 局	平成18年6月12日	〃
皆 成 学 園	平成18年5月10日	〃
総 合 療 育 セ ン タ ー	平成18年5月11日	〃
鳥 取 療 育 園	平成18年8月17日	書 面 監 査
中 部 療 育 園	平成18年5月10日	実 地 監 査
母 来 寮	〃	〃
岩 井 長 者 寮	平成18年3月22日	〃
福 祉 相 談 セ ン タ ー 中央児童相談所	平成18年6月1日	〃

婦人相談所		
倉吉児童相談所	平成18年8月11日	書面監査
米子児童相談所	平成18年5月11日	実地監査
喜多原学園	〃	〃
保育専門学院	平成18年8月11日	書面監査
鳥取看護専門学校	平成18年5月16日	実地監査
倉吉総合看護専門学校	平成18年8月11日	書面監査
精神保健福祉センター	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

児童扶養手当受給者の資格喪失により返還金債権が発生したが、平成17年度返還分に係る調定が行われていなかった。(子ども家庭課)

総合保健センター用地外3件に係る財産貸付収入が、遅延して調定されていた。(健康対策課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

カ 生活環境部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
環 境 政 策 課	平成18年8月23日	実地監査
衛 生 環 境 研 究 所	平成18年7月18日	〃
循 環 型 社 会 推 進 課	平成18年8月1日	〃
県 民 生 活 課	平成18年8月10日	〃
食 の 安 全 推 進 課	平成18年7月20日	〃
景 観 ま ち づ くり 課	平成18年8月31日	〃
公 園 自 然 課	平成18年7月26日	〃
住 宅 政 策 課	平成18年8月2日	〃
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成18年8月11日	書面監査
食 肉 衛 生 検 査 所	平成18年5月31日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

キ 商工労働部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
経 済 政 策 課	平成18年8月30日	実地監査
経 済 交 流 課	平成18年7月19日	〃
市 場 開 拓 課	平成18年8月1日	〃
産 業 開 発 課	平成18年8月2日	〃
産 業 技 術 セ ン タ ー	平成18年7月18日	〃
労 働 雇 用 課	平成18年8月24日	〃
境 港 水 産 事 務 所	平成18年5月11日	〃
倉吉高等技術専門学校	平成18年7月24日	〃
米子高等技術専門学校	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

[指摘事項]

デザインアート科訓練委託契約及びCAD科訓練委託契約において、予定価格調書が作成されていなかった。(倉吉高等技術専門学校)

国から委託を受けた就職支援(訓練を含む。)業務の委託については、業務が年度をまたがる場合は、一旦年度末に精算を行い、改めて契約を締結しなければならないが、契約を締結しないで委託料が支出されていた。(倉吉高等技術専門学校及び米子高等技術専門学校)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

ク 農林水産部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 政 課	平成18年8月30日	実 地 監 査
農 業 大 学 校	平成18年7月18日	〃
市場開拓課(再掲)	平成18年8月1日	〃
経 営 支 援 課	平成18年8月9日	〃
団 体 指 導 課	平成18年7月19日	〃
生 産 振 興 課	平成18年7月27日	〃
畜 産 課	平成18年8月2日	〃
耕 地 課	平成18年8月1日	〃
林 政 課	平成18年8月23日	〃
森 林 保 全 課	平成18年8月25日	〃
水 産 課	〃	〃
鳥取地方農林振興局	平成18年6月2日	〃
八頭地方農林振興局	平成18年6月13日	〃
病 害 虫 防 除 所	平成18年5月16日	〃
農 業 試 験 場	〃	〃
園 芸 試 験 場	平成18年5月10日	〃
畜 産 試 験 場	平成18年5月31日	〃
中 小 家 畜 試 験 場	平成18年8月21日	書 面 監 査
鳥取家畜保健衛生所	〃	〃
倉吉家畜保健衛生所	〃	〃
西部家畜保健衛生所	平成18年6月1日	実 地 監 査
林 業 試 験 場	平成18年8月17日	書 面 監 査
境港水産事務所(再掲)	平成18年5月11日	実 地 監 査
水 産 試 験 場	平成18年8月21日	書 面 監 査
栽培漁業センター	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

[指摘事項]

雑入(とっとり出合いの森の公衆電話利用料金)が、遅延して県の指定金融機関に払込まれていた。(林政課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

ケ 県土整備部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
管 理 課	平成18年8月30日	実 地 監 査
企 画 防 災 課	〃	〃
道 路 企 画 課	平成18年8月23日	〃
道 路 建 設 課	平成18年8月24日	〃
河 川 課	平成18年8月9日	〃
治 山 砂 防 課	平成18年8月31日	〃
旧中部ダム予定地域課	平成18年8月9日	〃
市瀬地区生活安定推進室	平成18年7月20日	〃
空 港 港 湾 課	平成18年7月27日	〃
鳥取地方県土整備局	平成18年6月2日	〃
八頭地方県土整備局	平成18年6月13日	〃
姫路鳥取線用地事務所	平成18年8月22日	書 面 監 査
鳥取空港管理事務所	平成18年3月22日	実 地 監 査
鳥 取 港 湾 事 務 所	平成18年5月16日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

用地調査（権利者調査）業務委託契約において、予定価格が設定されていなかった。（鳥取地方県土整備局）

勝部川水系河川整備計画策定業務「用地測量及び地質調査」委託契約において、契約伺及び支出負担行為を行わないで契約が締結されていた。（鳥取地方県土整備局）

継続許可分に係る港湾施設使用料（特別会計）が、遅延して調定されていた。（鳥取港湾事務所）

田後港湾内清掃委託外3件の委託契約が、契約期間終了後に決裁を受けるなど、大幅に遡った日付で締結されていた。（鳥取港湾事務所）

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

コ 行政監察監

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
行 政 監 察 室	平成18年7月27日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

サ 出納局

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
出 納 局	平成18年8月24日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

シ 企業局

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	平成18年7月25日	実 地 監 査

東 部 事 務 所	平成18年7月24日	〃
西 部 事 務 所	平成18年8月4日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

企業局所有物件（電柱）の移転工事について、支出負担行為を行わないで、一般起案用紙により伺って、工事請負契約が締結されていた。（東部事務所）

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

ス 病院局

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	平成18年7月20日	実 地 監 査
中 央 病 院	平成18年7月18日	〃
厚 生 病 院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

セ 教育委員会

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	平成18年8月31日	実 地 監 査
福 利 室	平成18年7月26日	〃
教 育 環 境 課	平成18年8月9日	〃
小 中 学 校 課	平成18年7月27日	〃
障 害 児 教 育 室	平成18年7月25日	〃
教 育 セ ン タ ー	平成18年7月24日	〃
高 等 学 校 課	平成18年8月1日	〃
家 庭 ・ 地 域 教 育 課	平成18年8月23日	〃
全国生涯学習フェスティバル推進室	平成18年7月19日	〃
図 書 館	平成18年7月25日	〃
人 権 教 育 課	平成18年8月30日	〃
文 化 課	平成18年8月2日	〃
博 物 館	平成18年7月24日	〃
体 育 保 健 課	平成18年8月25日	〃
全国スポーツ・レクリエーション祭準備室	平成18年7月26日	〃
東 部 教 育 事 務 所	平成18年7月31日	書 面 監 査
中 部 教 育 事 務 所	〃	〃
西 部 教 育 事 務 所	平成18年5月11日	実 地 監 査
生涯学習センター	平成18年8月11日	書 面 監 査
埋蔵文化財センター	平成18年7月31日	〃
ス ポ ー ツ セ ン タ ー	〃	〃
鳥 取 東 高 等 学 校	平成18年8月11日	〃

鳥取西高等学校	平成18年7月31日	〃
鳥取商業高等学校	平成18年6月12日	実地監査
鳥取工業高等学校	平成18年6月1日	〃
鳥取湖陵高等学校	〃	〃
鳥取緑風高等学校	平成18年5月17日	〃
青谷高等学校	平成18年8月11日	書面監査
岩美高等学校	平成18年8月17日	〃
八頭高等学校	平成18年5月17日	実地監査
智頭農林高等学校	平成18年8月21日	書面監査
倉吉東高等学校	〃	〃
倉吉西高等学校	平成18年8月17日	〃
倉吉農業高等学校	平成18年8月21日	〃
倉吉総合産業高等学校	〃	〃
鳥取中央育英高等学校	〃	〃
米子東高等学校	平成18年7月11日	実地監査
米子西高等学校	平成18年8月21日	書面監査
米子高等学校	〃	〃
米子南高等学校	〃	〃
米子工業高等学校	〃	〃
米子白鳳高等学校	平成18年5月31日	実地監査
境高等学校	平成18年7月24日	〃
境港総合技術高等学校	〃	〃
日野高等学校	平成18年6月1日	〃
鳥取盲学校	平成18年8月21日	書面監査
鳥取聾 ^{ろう} 学校	〃	〃
鳥取養護学校	〃	〃
白兔養護学校	平成18年3月22日	実地監査
倉吉養護学校	平成18年8月21日	書面監査
皆生養護学校	平成18年5月11日	実地監査
米子養護学校	平成18年8月21日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

概算旅費（平成15年10月に実施された倉吉西中学校修学旅行の引率教職員に対する旅費）の精算手続きが遅延していた。（教育総務課）

雑入（自動販売機設置に係る電気料金）について、調定漏れがあった。（文化課）

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

ソ 警察本部

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
警 察 本 部	平成18年8月24日	実地監査
鳥 取 警 察 署	平成18年8月22日	書面監査
郡 家 警 察 署	〃	〃
智 頭 警 察 署	平成18年5月17日	実地監査

浜 村 警 察 署	平成18年8月22日	書 面 監 査
倉 吉 警 察 署	平成18年5月10日	実 地 監 査
八 橋 警 察 署	平成18年8月22日	書 面 監 査
米 子 警 察 署	〃	〃
境 港 警 察 署	〃	〃
黒 坂 警 察 署	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

タ 委員会等

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
監 査 委 員 事 務 局	平成18年8月31日	実 地 監 査
人 事 委 員 会 事 務 局	平成18年8月31日	〃
労 働 委 員 会 事 務 局	平成18年7月26日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

チ 県議会事務局

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 議 会 事 務 局	平成18年8月2日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

ツ 協議会

(ア) 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
旧中部ダム予定地域 振興協議会	平成18年9月20日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

第2 監査意見

1 総務部（各総合事務所）及び文化観光局共通

県内の名所旧跡を利用した地域おこしの取組の推進について（総務課及び観光課）

「三徳山開山千三百年祭」について、中部総合事務所を中心に、様々な取組がなされている。中でも中部総合事務所が作成した「三徳山開山千三百年祭」のPR用の冊子は、県内の三徳山をよく知らない東部や西部の県民でも三徳山が十分理解できるような内容となっており、評価すべきものである。

現在、中部総合事務所が中心となって行っているこの取組については、他の総合事務所が地域おこしを行う際の一つのモデルとなるものであると考える。

三徳山については、その他にも、ポスター、CM、特別番組等様々なPRが行われているが、全県的な盛り上がりには欠けていたと思われる。

ついでには、三徳山に限らず、伝説に彩られた県内の名所旧跡等を地域おこしに積極的に活用して観光資源とするとともに、それらを全県的に波及させ、さらに特に誇ることができるものについては、全国的にPRに努められたい。

2 総務部及び出納局共通

行政の効率化及び業務の集中化の取組に対する検証の実施について（政策法務室、行政経営推進課、庶務集中局指導管理室及び出納局出納室）

本県では、様々な電子処理システムの導入、庶務の集中化等の業務の効率化・迅速化が図られているが、財務会計の処理状況には、従来なかった基本的事項についての単純ミス、整備されるべき文書類の未整備等の問題がみられた。

財務会計事務は、行政執行の根幹であり、このまま小さなミス等を積み重ねていくと重大な問題を惹起させるものであると考える。

については、会計処理に係る基本的な事項についての単純ミスをなくすため、早急に財務会計事務に関する研修体系を整理し、管理職も含めた職階別の財務会計事務研修会を実施されたい。

一方、業務の効率化・迅速化を目的として導入された電子処理システムについて、操作性の問題、操作ミスの補正が困難な点等の問題がある。

また、メール等による業務処理が中心となる中で、職員相互のコミュニケーションの欠如や、重要な連絡事項が届いていなかった等の事例もみられた。

については、広く、職員に対して現状のシステムの課題や問題点について意見を聴取し、システムの改善を図られたい。

併せて、各所属における報告・連絡・相談（いわゆるホウレンソウ）を密にしてコミュニケーションの充実を図るとともに、所属内のチェック体制の強化に取り組まれたい。

3 総務部及び教育委員会共通

職員の飲酒運転の根絶について（職員課及び教育総務課）

福岡市職員の飲酒事故以来、公務員による飲酒運転違反が続々と報じられているところである。

本来、公務員は法令等を率先して遵守すべきであり、県における職員の飲酒運転防止対策も率先して実施すべきものとするが、現在の対策で十分であるとは言い難いと思われる。

については、職員の飲酒運転防止対策の一層の取組に努められたい。

4 総務部

税務課の債権管理担当組織の充実について（税務課）

税外未収金の回収を強力に促進するため、平成16年10月から税務課内に2名（参事外1名）からなる債権管理担当組織が設置され、困難事例の各課への指導を積極的に行っている。

平成18年度には特に対応が困難なものについては、税務課債権管理担当（各課職員を兼務）が直接回収を実施することとしており、この積極的な取り組みは評価されるべきと考える。

しかしながら、各課の抱える税外未収金は多様であり、債務者の中には自己破産等の状況を抱えている困難な事例も多く見られる上、全体として増加傾向にあると思われる。

については、各課への支援体制を一層強化するため、組織体制の充実を検討されたい。

5 企画部、福祉保健部、商工労働部及び教育委員会共通

男性の家事・育児への参加促進について（男女共同参画推進課、子ども家庭課、労働雇用課及び家庭・地域教育課）

夫婦は共に家事や育児について大きな役割を担っており、特に、夫が家事や育児に参加することは、妻の負担を軽減するだけでなく、子どもが家事に参加する契機となり、家庭教育として大変望ましいことである。

については、子どもたちの健全な人間形成を図る上で、夫が積極的に家事や育児に参加するよう、市町村と連携して普及啓発に努められたい。

また、教育委員会は「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」を平成17年10月に創設し、従業員が子育てや子どもの学校行事等に参加しやすくなるような職場の環境づくりに取り組む企業と協定締結を行っている。

しかし、男性の家事や育児への参加の重要性を理解し、支援を行う企業はまだまだ少ないものと思われる。

については、企業が地域や従業員の子育てしやすい環境づくりや家庭教育の推進等に積極的に取り組むよう、一層働きかけられたい。

6 企画部及び教育委員会共通

デートDVの防止対策の推進について（男女共同参画推進課及び人権教育課）

近年、交際中のカップル間で行われるいわゆるデートDV（暴力、性的強制及び束縛等、相手に自分の考えや欲求を無理強いする行為。）が増加傾向にある。

デートDVは不当な人権侵害行為であり、しかも、一方的に交際相手を支配したり、あるいは相手から支配されるような交際のあり方を放置しておく、将来、結婚後にDVが行われるようになるものと思われる。

については、デートDVの当事者となったり、友人として相談される立場にある生徒に対し、暴力による支配をなくしお互いの人権を尊重する対等な人間関係をつくることなど、デートDVの未然防止に向けた指導啓発を徹底されたい。

また、学校は、生徒がデートDVの相談を行いやすい環境づくりを進めるとともに、相談を受けた教員等が速やかに適切な対応がとれるよう、指導力のより一層の向上に努められたい。

7 企画部

公共交通機関利用によるパークアンドライド方式の推進について（交通政策課）

自家用車で駅やバス停まで行き、そこで公共交通機関に乗り換えるパークアンドライド方式は、公共交通機関の利用促進につながると同時に、自家用車による排気ガスの排出も少なくなり、地球温暖化防止に貢献するとともに市街地の交通渋滞緩和にも役立つものである。

県はその推進について努力をしているが、その普及状況ははかばかしくないように思われる。

については、JR西日本旅客鉄道株式会社等の鉄道会社、バス会社及び市町村とも協議を深めるとともに、県においても、鉄道会社等の取組への支援策を講じるなど、公共交通機関利用によるパークアンドライド方式の全県的な推進策を検討されたい。

併せて、県職員のノーマイカーデー運動についても、実効があがるよう工夫し、継続して推進を図られたい。

8 福祉保健部、商工労働部及び農林水産部共通

たばこ対策の推進について（健康対策課、労働雇用課及び生産振興課）

喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇などにより喫煙者自身の健康に影響を及ぼすだけでなく、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されており、受動喫煙によって非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇することも報告されている。

本県では、平成13年に策定した「健康とっとり計画」において、生活習慣病対策の一環としてたばこ対策を推進しているところであるが、平成18年6月23日に公布された「がん対策基本法」（平成19年4月1日施行）においても、がん予防を推進するため、喫煙等の生活習慣が健康に及ぼす影響についての普及啓発を国及び地方公共団体に求めているところである。

平成18年版の男女共同参画白書によると、20歳代男性の喫煙率は低下しているが、20歳代女性の喫煙率は微増ではあるものの男性に比べ増加傾向が目立っており、これは本県でも同じ状況と思われる。

特に、若年層や胎児への影響が大きい女性の喫煙防止について積極的に取り組むことが大切であると考えられる。

については、このような喫煙による健康への悪影響について、更に広く周知されたい。

一方、たばこ産業については、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等の要因を背景にたばこの需要が減少し、その結果、葉たばこ耕作農家数や耕作面積は減少してきているところである。

農家が葉たばこ生産をやめて転作する場合、経営規模の拡大や多角化等を行うときは国や県の既存の支援事業を活用することも可能ではあるが、農家に十分周知が図られていない状況があると思われ、また、転作の規模が小さい場合は対応策がない状況である。

このようなことから、葉たばこ耕作農家を含めたたばこ産業に従事する人々の生活や雇用問題をどうして

いくかといった課題もあると思われる。

については、葉たばこ耕作農家が転作する場合の活用できる施策について農家に十分周知を図るとともに、たばこ産業に従事する人々への対応についても検討されたい。

9 福祉保健部

(1) 「子どもの問題」について（障害福祉課及び子ども家庭課）

児童虐待、子育て、知的障害、発達障害、非行など「子どもの問題」が非常に多くなっており、これらの児童に対する相談や入所等の機関・施設として、児童相談所や、皆成学園のような障害児施設が子どもの発達過程における重要な施設として整備されてきているところである。

しかし、どこにどのような相談機関や施設があるのか分かりにくいのではないかとと思われる。

については、このような相談機関や施設の存在について、さらに広く県民への周知を図られたい。

一方、障害児の相談については、まずは児童相談所や市町村が対応することになっているが、障害児施設でもその専門性を生かした相談事業を実施しており、また、皆成学園では、虐待を受けた知的障害児あるいはひとり親家庭の知的障害児の入所が増加（3割程度）しており、関係機関の連携がますます重要になってきている状況にある。

については、「子どもの問題」について、県の機関、児童福祉施設、医療機関、学校、警察など関係機関との連携の一層の強化を図られたい。

(2) 児童相談所の職員体制の充実について（子ども家庭課）

児童虐待などに対する養育相談や発達障害児の療育指導等を行っている児童相談所の職員には専門的知識や技能が求められており、日々研鑽を積み対応されているところである。

しかし、職員の在職期間が以前に比べ短くなっていることや、経験の浅い職員が多く配置されていることなどにより業務に支障が出ている場合があるのではないかとと思われる。

については、児童福祉司等の専門職の職員についての在職期間や年代構成等も考慮した職場への配置について十分検討し、児童相談所がより有効に機能するよう検討されたい。

一方、児童相談所における児童福祉司の配置状況は、人口比では全国一の状況であるが、学校、保護者、施設等との調整などがますます必要になってきており、今年度、教員1名が配置された中央児童相談所では学校との連携などに多大な成果が上がっているようである。

については、このような中央児童相談所の成果を踏まえ、他の児童相談所への教員配置についても検討されたい。

(3) エイズ対策の推進について（健康対策課）

平成16年度の鳥取県のエイズの相談件数(432件)及び検査件数(343件)は、過去最高だったが、平成17年度は相談件数が523件、検査件数が416件となっており、それを更に上回っている状況である。なお、県内の医療機関からもHIV感染者・エイズ患者として平成17年に2件報告されている

また、全国調査によると20代、30代男性のHIV感染者・エイズ患者の報告も増えている。

については、現在、思春期の若者を中心に行われている感染予防のための正しい知識の普及啓発を、今後は大人に対しても拡大して取り組まされたい。

10 生活環境部

(1) 鳥取県職員等の環境活動の率先垂範について（環境立県推進課）

本県では、「人と社会と自然との共生」をテーマにして「環境立県」を掲げ県庁ISOと連動させながら、様々な独自の取組を展開している。

例えば、この取組のため、事業所、学校、家庭等を対象とした鳥取県版環境管理システム（TEAS）認定制度（環境活動の認定登録）、アイドリングストップの推進（自動車停車時のエンジンの停止によるCO₂抑制）、買い物におけるマイバック運動（持参の風呂敷、バックの利用によるレジ袋の抑制）、公共交通機関利用推進企業認証制度（公共交通機関利用に積極的な企業を支援）等により環境配慮活動の県民への普及を進めている。

しかしながら、一部を除き県民への広がりや進んでいる状況にあると思われる。

については、これらの県民に推奨し普及しようとする運動について、先ず、県職員をはじめ、県議会議員、公立学校の教職員等県関係者に率先して参加することを促し、これらの実践者が広く県民へ参加の働きかけを行う等の方策について検討されたい。

(2) 都市計画審議会委員の構成について（景観まちづくり課）

都市計画審議会の委員の構成は、都市計画法を受けて鳥取県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）で具体的な人数の上限が定められている。

このうち、県議会議員については、法において必ず選任することが定められており、条例により4人以内とされており、これに基づき、現在、4人の県議会議員が委員に選任されている。しかし、県議会議員については、県議会等において意見を述べる機会はいくらでもあるのが実情である。

については、県議会議員の委員は、1人に減員する一方、一般県民の声を広く聞くため、例えばまちづくりの実践者を委員とする等委員の構成について見直しを行われたい。併せて現在の運営状況を検証し、効果的で機能的な審議会の運営に向けて、委員総数についても検討されたい。

(3) 屋外広告物の規制について（景観まちづくり課）

美しい景観を備えた県土づくりには、秩序ある屋外広告物のあり方が求められている。

近年、映像、照明等を用いた広告塔等が設置される状況が多数見られ、周辺住民の住環境に少なからず影響を与える状況が発生している。

映像技術、ネットワーク技術等IT関連技術の高度化に伴い、これらの広告物は、従来と比較し、低コストで管理も容易となったことから、今後さらに増加することが予想される。

については、現在、屋外広告物条例の改正が検討されているところであるが、従来の広告物の規制に加え、これら映像、照明等を用いた広告物について、県民や広告設置側の事業者等の意見も聴取しつつ、周辺住民の住環境への影響を最小限に押さえるよう、例えば、時間帯、光の強さ、音量といった従来にない新しい視点での規制のあり方について検討されたい。

11 農林水産部

(1) 鳥取県ふるさと認証食品制度の普及による県産品のブランド化と販路拡大について（市場開拓監）

本県では、鳥取県ふるさと認証食品制度を創設し、県内で製造される加工食品を「ふるさと認証食品」（Eマーク食品）として認定し、ブランド化を図るとともに販路拡大に努めている。

しかしながら、国の補助事業であった地域食品総合認証事業が、県に移管された平成16年度から県独自のEマークとしてPRしているが、生産者や消費者など広く県内外へ十分普及しているとは思われない状況にある。

今後の県産品の販路拡大に向けて、一層のブランド化を図る必要があるが、このためには、Eマークの普及が重要であると考えられる。

については、Eマークが県内外に広く普及されるようPR強化に努められたい。

また、新しい「ふるさと認証食品」を拡大するため、JAや商工団体等と連携して、他県の加工食品のマーケティング調査等を行い、その結果に基づいて生産者に積極的にブランド化と販路拡大について働きかけられたい。

(2) 第9回全国和牛能力共進会について（和牛全共室）

平成19年10月に第9回全国和牛能力共進会鳥取県大会（以下「全共」という。）が開催され、全国から多くの方々が来県される。

本県としては、この機会をとらえ、本県の農林水産業、観光、文化、物産等について幅広く知ってもらうようにすべきであると思われる。

については、全共が開催されるのを契機に、全国へ鳥取和牛を知らしめることは勿論のこと、関係部局が連携して本県の魅力を全国に発信するよう努められたい。

また、全共については勿論のこと、併せて開催される「大自然の恵みとっとりファーム2007」などについても県民への積極的なPRを行い、見学あるいはボランティア等で県民が幅広く参加するなど、県民挙げて大会を成功させるよう努められたい。

(3) 中海干拓農地の早期完売について（耕地課）

国営中海土地改良事業により造成された干拓地の売り渡しについては、財団法人鳥取県農業開発公社（以下「公社」という。）が行っているところであるが、売渡価格が当初価格に比して高騰化しているなどの理由により、近年売り渡しが進んでいない。

現在、未売渡農地は一時貸付地として活用し、未売渡農地の売渡価格の上昇を抑制するため、県は公社に無利子で土地代を貸し付けているところである。

しかし、この貸付事業も平成18年度までで終了することになっており、県と公社においては、土地の売渡が出来なかった場合は、県の責任においてこの処分当たるという覚書を交わしているところである。

については、この未売渡農地24.8haの完売に向けた今後の対応策を検討され、完売の実現に一層努められたい。

(4) 境漁港区域の一体的な整備とそのあり方について（水産課）

境漁港区域には県が設置した上屋が建ち並び、水産物の卸売市場が開設され、たくさんの関係者が働いている。また、水揚風景を目当ての見学者や隣接の仲卸店舗へ鮮魚を求めて、水木しげるロードに訪れた観光客らが立ち寄っているが、上屋等の施設は老朽化し環境は必ずしも良好ではないため、水産市場の床面滑り止め工事等が行われているところである。

一方、全国の水産物地方卸売市場で県が開設しているものは、他に2県のみであり、例えば指定管理者制度を活用して、市場運営に民間活力を導入するなど、一層の活性化を図るようなことも考えられる。

については、今後もこまめな施設の補修や工夫を行い、従業員が働きやすい環境づくりに努めるとともに、見学者や観光客の動線なども視野に入れた、わかりやすい案内標識を設置されたい。

また、民間等による市場運営のソフト面のあり方についても検討されたい。

12 県土整備部

(1) 低コストで県民に喜ばれる改良工事の推進について（道路企画課）

財政状況が厳しく、公共施設の新設や改築などが難しい中で、住民の要望に応え、利便性の向上を図っていくためには、既存の公共施設を改良し、有効に活用していくことが求められている。

たとえば、慢性的な渋滞が生じていた国道178号と国道9号の合流地点（岩美町大谷地内）の道路は、国道9号に合流車線を設けることにより大規模な工事を行うことなく渋滞の解消が図られている。

また、県道若葉台東町線（鳥取市江崎町～吉方町間）の歩道の改良工事は、狭小で段差の多い歩道を車道部への拡幅や車道部を嵩上げするなどの工夫によって、工事費用を抑え、住民の理解を得ながら進められている。

については、このように既存の公共施設を活用し、アイデアや工夫によって、コストを抑え、住民に納得され、喜ばれる公共施設の整備を今後とも推進されたい。

また、既存の公共施設の点検や修理をきめ細かく行って、最も費用対効果の高い維持管理を行うというアセットマネジメントの理念による整備を推進されたい。

(2) 基幹的農道の案内標識の設置について（道路建設課）

現在、県内の広域農道及び農免農道のいわゆる基幹的農道は394kmにのぼり、農道としてだけでなく、一般道と同様に利用されているものも多い。

また、これらの基幹的農道は、幹線道路の渋滞時のバイパスや災害時の代替道路として利用できる機能も持っている。

しかし、案内標識が設置されていない基幹的農道が多いため、利用者にはどこから入るのか、また、どこへ通じているのかが分からない場合が多い。

このため、平成18年度から、整備済の基幹的農道について案内標識の設置に着手したところであるが、標識の必要な箇所は多数あると思われる。

については、基幹的農道の有効活用を図るとともに、利用者の利便性の向上を図るため、県下全域の必要箇所をよく検討され、案内標識の計画的な設置に取り組まれたい。

13 教育委員会

スクールカウンセラーの配置の充実について（高等学校課及び障害児教育室）

県立学校には、生徒のカウンセリングや保護者、教員への助言などを行うスクールカウンセラーが配置されており、そのカウンセリング等により様々な子どもの問題の解決に大きな成果が上がっている。

しかし、スクールカウンセラーは、高等学校24校中15校にしか配置されておらず、また、盲学校、聾学校及び養護学校には全く配置されていないのが実情である。さらに、配置の勤務状況をみると、1校当たり1週間に4時間程度の勤務となっており、通信制課程の授業を日曜日に受ける生徒は、カウンセリングを受けることができない状況が見受けられる。

については、スクールカウンセラーの未配置の学校に漏れなく配置するとともに、通信制課程を有する高等学校についてはスクールカウンセラーの勤務時間を増やすなどして、相談体制の充実を図られたい。

また、スクールカウンセラーの技術力及び教員の教育相談指導力の向上に向けた研修について、より一層の充実を図られたい。

14 警察本部

飲酒運転の根絶について（監察官室及び交通企画課）

本県の飲酒運転についてみると、平成17年は、前年に比べて人身事故件数及び死者数ともに増加しており、全国的にも飲酒運転による交通事故が多数報道されているところである。

飲酒運転の根絶のためには、運転者本人に対する対策はもとより重要であるが、一方で周辺者対策も重要と考えられる。

企業においては、飲酒による運転への影響を科学的に認識させるような取組も行われている。

については、飲食店への指導の強化や企業等での取り組みを通じ、飲酒運転の根絶に努められたい。

また、取り締まるべき警察官による飲酒運転が報じられているところである。

本県の警察職員の飲酒運転防止対策も、現在の対策で十分であるとは言い難いと思われる。

については、警察職員の飲酒運転防止対策の一層の取組に努められたい。